

## 第4回「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」 議事録

開催日時：令和3年5月24日（月）  
午後2時2分から午後3時56分まで  
於：オンライン開催

### 〔出席委員〕

田中座長，池上委員，佐藤委員，高橋委員，田村委員，林委員

### 〔省庁出席者〕

（出入国在留管理庁）

佐藤審議官，君塚在留管理支援部長，上原総務課長，近江政策課長，本針在留管理課長，田平在留支援課長，木村外国人施策推進室長

（内閣官房）

初又内閣参事官

野村内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官補佐

（警察庁）

新井組織犯罪対策企画課課長補佐

（総務省）

上坊自治行政局参事官（国際担当），北村住民制度課課長補佐，津村政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官

（外務省）

入谷外国人課課長補佐，端田事業管理室課長補佐

（厚生労働省）

石津外国人雇用対策課長

## 1 開 会

○木村外国人施策推進室長 それでは，時間になりましたので，ただいまから第4回外国人との共生社会の実現のための有識者会議を始めさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し，本日もオンラインにより会議を開催することとなりました。御不便をお掛けしますが，どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは，田中座長，進行をお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思います。

## 2 議 事

### 共生社会の基盤整備に向けた取組について

○田中座長 前回、第3回会議においては、ライフステージ、ライフサイクルに応じた支援について、委員の皆様方から多岐にわたる御意見を頂いたわけでございます。今回は、「共生社会の基盤整備に向けた取組について」という議題で議論を進めてまいりたいと思います。

今回も、前回に引き続いて、各委員から特に御関心のある事項について御発表いただけると承っております。前回の会議同様に、事務局からまず総合的対応策における取組等に関する資料が提出されておりますので、まずはその説明を聴取して、その後、委員の皆様方から御発表いただいて、それを更に受けて議論を行いたいと思います。

それでは、まず、資料1について事務局から説明していただけると聞いておりますので、よろしくお願いします。これは近江課長からですか。

○近江政策課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1に基づきまして御説明申し上げます。

資料1は2部構成になっておりまして、前段は総合的対応策関係のお話、後段につきましては在留管理に関する取組としまして、出入国在留管理庁の在留管理課長の本針から説明させていただきます。

それでは、私から、総合的対応策における共生社会の基盤整備に向けた取組について説明をさせていただきます。

総合的対応策につきましては、1ページ目、2ページ目に概略を載せてございます。まだまだ基盤整備というような土台作りの施策としては十分な状況にはなっておりませんが、令和2年度の総合的対応策に載せた施策を手短に説明させていただきます。

1ページから2ページにかけて5本柱で書いてございます。まず、1ページ目の上の一つ目の柱でございますが、「国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり」ということで、3ページ目以降にポンチ絵が付いておりますので、そちらに沿って御説明をさせていただきます。

まず、最初の「『国民の声』を聴く会」などにつきましては、参考資料として付いておりますので後からお読みいただければと思うのですが、出入国在留管理庁ではほぼ毎週いろいろなジャンルの方々からのヒアリングをやっております。令和3年度においては、5月13日までに10回やっておりまして、いろいろなところからお話を伺うことによりまして、幅広い御意見を聞いた上での施策立案ということをやっていきたいと思っております。

二つ目でございますが、御意見箱の設置でございます。こちらは3ページ目でございますが、今年の2月から開始をしております。件数につきましては、2月が430件、3月が71件となっております。14言語で受付をしており、いろいろな意見を頂いておりますが、すぐにできる御提案などについてはすぐに対応しております。例えばですが、ウェブのページが非常に分かりにくいとか、構成が分かりにくいというような御意見を頂いておりますので、そのような場合には早急に対応を行っています。

次に3番目の柱でございますが、「地域における多文化共生の取組の促進・支援」でございます。

まず12ページを見ていただけますでしょうか。

12ページに外国人支援者のネットワーク構築ということで記載しておりますが、地域において外国人の支援に携わる人材、外国人の支援者の方々同士が連携をして効率的・効果的に外国人の方に対する支援を行うことができるように、出入国在留管理庁もネットワークを構築しようということでやっている施策でございます。まだ緒に就いたばかりの取組でございますが、地方局におきましていろいろな自治体の方々にお声掛けをしてネットワーク作りを推進しているところでございます。特に積極的に御協力いただいているところといたしましては、名古屋出入国在留管理局の働き掛けによりまして、東海地区の三重県、愛知県、岐阜県の9団体で外国人支援・多文化共生ネットというものを結成していただきまして、名古屋局におきましては研修の実施とか情報提供をしており、また、団体の方々からはいろいろな好事例や支援のノウハウ、相談事例などの情報提供をいただいて連携しております。

次に13ページ目でございます。

こちらは、総務省において策定いただいております「地域における多文化共生推進プラン」でございます。田村委員も関与されているということで御紹介いただいておりますが、こちらにつきましては、総合的対応策の内容をも踏まえつつ令和2年に改訂しております。その内容につきましては、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動きなどについて、いろいろな社会情勢の変化も踏まえまして改訂しているものでございます。

次でございますが、17ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらは新しい取組でございますが、「外国人受入れ促進に関する自治体への支援」ということで、関係省庁・自治体・JICAとの連携でございます。自治体での多文化共生関連業務、外国人相談窓口等におけるJICA、海外協力隊の帰国隊員の方々のリクルートを強化すべく、全国の地方自治体に対してJICAの海外協力隊経験者の活用に関する通知文を発送いたしまして、その

ような方々が自治体の窓口で活躍されるよう、関係4省庁と自治体、JICAで連携し、新しい取組として行っております。

次でございますが、四つ目の柱の「在留資格手続の円滑化・迅速化」ということで、18ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらに、オンラインによる在留外国人に係る在留手続の利用者や対象手続の拡大について書いております。取組といたしましては、令和2年3月にオンラインの対象申請を拡大し、在留資格認定証明書の交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請など加えておりまして、また、在留資格も「特定技能」を追加しております。

今は、所属機関からの申請に限っておりますが、令和3年度内には外国人本人によるオンライン申請が可能となる予定です。また、対象の在留資格に別表2、「定住者」などですが、「永住者」を除く別表2の方々の在留資格を追加する予定でございます。

少し先になりますが、予算要求といたしましては、令和4年度中に永住許可申請や在留カード関係の申請の手続を追加すべく準備をしているところでございます。

最後に五つ目の柱の「在留管理基盤の強化」でございます。

20ページを見ていただけますでしょうか。

こちらは厚生労働省から資料を出していただいておりますが、出入国在留管理庁と厚生労働省の間のオンライン連携でございます。厚生労働省から出入国在留管理庁に対する外国人雇用状況届出情報の提供について、従前はオフラインベースでやっておりましたが、令和2年3月から外国人雇用状況届出の届出事項に在留カード番号が追加されました。その後、本年の3月からやり取りがオンライン化されまして、当庁が所有している情報と厚生労働省から頂いております外国人雇用状況届出情報の突合をオンライン上でし、例えば外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案などについては、迅速に把握をして対応することが可能になっております。

簡単でございますが、総合的対応策の内容は以上でございます。

21ページでございますが、我々のヒアリングの結果などを御紹介させていただきます。上の方にも書いてございますが、「共生社会の推進のための意識啓発」については、委員の皆様からも御意見いただいておりますとおり、日本人側の意識の改革も必要ではないかというところも関係者ヒアリングの中で御意見を頂いております。あとは、「関係機関間の連携」でございますが、NPOやボランティア団体の活動と国・地方の連携についても御示唆を頂いております。

また、22ページに簡単でございますが、総合的対応策や関係者ヒアリング

の結果を踏まえました課題ということで六つ挙げさせていただいております。今後、委員の皆様から御議論をしていただくときの参考にさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

○田中座長 それじゃ、引き続いてお願いいたします。

○本針在留管理課長 引き続きまして、在留管理課長の本針と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、「共生社会の基盤整備に向けた取組」のうち、外国人の在留管理について説明させていただきます。

今回、この会議において外国人の在留管理について説明させていただくのは、大きく二つの理由があると考えております。

一つ目は、我が国で生活している外国人の方に対して市町村が住民行政サービスを提供するためには、外国人について正確な情報が不可欠でありまして、それを実現するために、出入国在留管理庁が在留管理により把握した情報を市町村に提供する必要があるためでございます。そのような観点から、12年前、2009年に入管法、それから住民基本台帳法を改正しまして、法務省出入国在留管理庁が市町村にオンラインで情報を伝達する仕組みを作っております。また、その情報を継続的、正確に把握するための措置を随時講じてきているところでございます。

もう一つは、在留外国人の多くを占める、後ほど詳細は説明しますが、永住者の在り方が共生社会の在り方に関わるためでございます。在留管理という観点で申しますと、永住者の方については、在留管理の関与の度合いというのは少なくなっております。例えば、在留期間は無期限ということになっておりますので、出入国在留管理庁に手続で来ていただくという機会はほとんどございません。また、永住許可後に税金等を納めなくなったり、ほとんどの期間、海外で過ごしていたとしても、在留資格を取り消すなどの対応はできないということになります。詳細は後ほど説明させていただきますが、これら二つの理由から、外国人の在留管理について説明させていただくということにしているものでございます。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、在留外国人の状況について説明をさせていただきます。資料23ページを御覧いただければと思います。

これは、これまでの会議でも説明させていただいておりますとおり、我が国に在留する外国人の総数についてのグラフでございます。我が国に在留する外国人、平成の1桁台には100万人前後でございましたけれども、直近では3倍の約300万人となっている現状でございます。

続きまして、24ページ、在留資格別の内訳について円グラフ二つを書かせていただいておりますけれども、平成4年、それから直近の令和2年を比較したものでございます。特に「永住者」を見ていただきますと、約4万人から約80万人ということで、20倍近く数として増えております。在留外国人全体に占める割合も、3.5%から28%と非常に大きくなっております。

この「永住者」について若干補足的に説明させていただきますと、我が国では入国当初からは永住を認めないという仕組みになっておりまして、例えば移民という言葉を使うことがあるわけですが、この移民という言葉、いろんな意味があって、様々な定義、ニュアンスを持って使われる言葉ではありますけれども、我が国が入国と同時に永住を許可するという制度を取っていないことをもって、移民の受入れをしていないという言い方をすることがあります。また、一定程度のまとまった規模の外国人とその家族を、期限を設けることなく受け入れていくといった移民政策を取っていないというような言い方をすることもあるわけでございます。

このような制度の下で、今見ていただいたように、結果的には在留外国人の約3割が「永住者」となっているという現状、それから、令和2年のグラフを見ていただきますと、「永住者」以外にも「特別永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」それから「永住者の配偶者等」というような身分・地位に基づく在留資格の方を合算しますと、約半数の方が身分・地位に基づく在留資格で在留しているという現状にあるところでございます。

それから、25ページの上段を見ていただきますと、令和2年中に永住許可を受けた者が、その許可時にどういう在留資格でいたかというものを表しているものでございます。多い順から「日本人の配偶者等」、「技術・人文知識・国際業務」、「定住者」という順になっております。

その下の段でございますけれども、この「永住者」になることが多い在留資格で在留していた外国人が令和2年末にどのくらいの在留期間でいたかというものの内訳となっているところでございます。

引き続き、今度は「永住者」を含む在留外国人、いわゆる中長期在留者の在留管理制度について説明をさせていただきます。

26ページは、平成21年に法改正をして、平成24年に導入した中長期在留者に対する在留管理制度の概要を表したものでございます。

まず一つ目ですが、外国人登録制度というものを廃止しまして、法務省が、現在は出入国在留管理庁ということですが、一元的に必要な情報を把握する仕組みにしたということでございます。これによりまして、在留期間の更新等の申請等がなされた際に審査するという「点の管理」から、外国人本人から届けられた情報と所属機関、これは例えば留学であれば学校から、就労資格であれ

ば企業からということですが、それぞれ学校や企業から届けられた情報を突合分析して、問題があれば在留途中でも在留資格を取り消すという「線の管理」に重点を移すことが可能になったわけですが。

また、それに伴い、三つ目でございますけれども、在留期間の上限を3年から5年に延ばすなどの緩和措置を講じているわけですが。そして、これらの外国人の身分事項、それから在留資格の情報については、オンラインで市町村に提供するという制度になっているわけですが。

続きまして、27ページ、28ページですが、その後の在留管理に関する取組を記載しております。いずれも在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することにより、在留管理の重心を点から線に移行していく方向での取組ということになります。

最後に、現在検討中の今後の取組について説明させていただきます。29ページでございます。

検討している取組としては大きく二つございます。一つ目は、関係機関からの情報の活用についてでございます。先ほど説明しましたように、所属機関についての情報は、外国人本人と所属機関、双方から届けられる仕組みとなっているのですが、それ以外の在留管理に必要な情報について、例えば納税情報などについては、現在は外国人本人に資料を提出してもらっているわけですが、これを関係機関から取得できないかということを考えております。また、身分関係の情報、例えば日本人と離婚したというような情報についても関係機関から取得することができないかということを考えているところでございます。これにより在留中の情報が随時把握できるようになれば、在留期間を更に延ばすことができると考えておりまして、例えば企業と雇用契約を結んでいる限りは更新が不要、究極的にはそういったこともできるのではないかと考えているところでございます。

二つ目につきましては、永住の在り方の見直しでございます。先ほど説明したとおり、在留外国人に占める「永住者」の割合が約3割、身分・地位に基づく在留資格を足し上げますと約半数となっております。永住を許可する際には、法律上三つの要件、すなわち素行の善良要件、独立生計維持要件、それから国益要件がございます。これは36ページに記載しておりますとおり、「永住許可に関するガイドライン」というものを作りまして、作成・公表しているところでございます。

また、令和元年には永住者の在り方に関する世論調査を実施しておりまして、その結果についても37ページに付けさせていただいております。それから、令和元年に「永住許可に関するガイドライン」を改定した際に、パブリックコメントに寄せられた意見、それから地方自治体から寄せられた意見についても

38 ページに記載させていただいているところでございます。

これらを踏まえつつ、永住の在り方の見直しに当たっては、大きく三つのポイントがあろうかと考えております。一つ目は、永住許可の在り方でございます。特に永住許可の要件の一つに、最長の在留期間を所持していることというものがございしますが、これは先ほど申したように、多くの在留資格につきまして、最長の在留期間を3年から5年に延ばしたのですけれども、暫定的に3年を有していれば、この最長の在留期間を所持していることを満たすこととしているわけございまして、それについて見直しをする必要があるという認識を持っております。

二つ目でございますが、これは永住許可後の対応でございます。これにつきましては、先ほど御紹介しました世論調査の結果においては、犯罪を犯したり、税や社会保険料を納めなくなった場合には、永住許可後も、その永住許可を取り消すべきとの意見が多くを占めているところでございます。

それから三つ目は、永住許可がなされる前の在留資格の在り方でございます。先ほど申し上げましたように、税情報などを関係機関から取得することができるようになれば、それぞれの在留資格においても、在留資格に基づく活動を行っている限りにおいて在留が認められることとすれば、反射的に永住の在り方にも影響するということになるかと考えているところでございます。

在留外国人の約3割を占める永住者の在り方、この会議がターゲットとしている共生社会の在り方にも関係するものと思いますので、御意見賜れればと思います。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に委員の皆様方からの御発表、お話を伺うということにしたいと思います。まずは池上委員からお願いできますか。

○池上委員 池上でございます。よろしくお願いします。

私の本題に入る前に、今、後半の説明で御説明いただいたグラフの作り方でちょっと気になってしまったので、些末なこともかもしれないですけども発言させてください。

23 ページの在留外国人の総数がグラデーションで変わっていく棒グラフがありましたけれども、あれに影が付いているんですね。ああいう影は全く不要です。かえっておかしな情報を与えかねないので、もうベタで打つ方がいいと思います。

同様に、25 ページの円グラフも3Dになっているんですけども、3Dにすると、例えば同じパーセントでも、手前の方にあるものと後ろの方にあるものと、当然後ろが小さく見えてしまうので、これまた誤解を招きかねないので、



ベタで2Dの円グラフにする方が正確な情報を与えるという意味ではいいのかなと思いました。とてもうがった見方をすると、3Dだと縦がちょっと狭まるから、レイアウトする上で配置上いいのかななんて思いましたけれども、やっぱり正確な情報提供がとても大事だと思います。本学にデザイン学部があるものですから、私たちも変なグラフを作ると、よくデザインの教員に叱られるので、ちょっとそれが気になりました。

では、本題に入っていきたいと思います。

私からは四つの柱をめぐる発言ということで、3点お話をさせていただきたいと思っています。

まずは差別に対する働き掛けをめぐってです。今、ヘイトスピーチをめぐっての一連の動きがあり、皆さんよく御存じのことと思いますけれども、反差別法の制定が中央政府として、国として取り得る現実的かつ効果的な方法の一つと考えます。やはり法律があるということで、いろいろと変わっていくと。

ただ、法律を作れば人の心がずっと変わるかという、そうではないので、学校教育を通しての息の長い取組が必要なのではないかなと思っています。その際に、単に、いわゆる道徳として「差別はいけません」とみんなが唱和するような形ではやっぱり駄目です。よく人権週間になると歩道橋のところに横断幕があって、人権週間、差別はやめましょうとか書いてあるんですけども、それは全く実質的な効果をもたらさない。なので、少しみんなの心に、自分の心に気付くような、そういうプログラムの開発が今後必要なんじゃないかなと思っています。誰しも、私も含めてですけども、心の中に何らかの差別のまなざしというものを持っているのではないかなと思っています。そういう差別のまなざしのようなものと向き合うようなプログラムの開発を、是非今後やっていきたいなと思っています。

こうした点では、移民先進国の事例に学ぶことがいっぱいあるんじゃないかなと思います。私自身、2000年代の前半にオーストラリアでフィールドワークをしたことがありました。私は、前にも申し上げたとおり、インドネシアの研究者としてアカデミックなキャリアを始めましたので、オーストラリアでの調査は制度論ではなくて、シドニーで生活しているインドネシア人コミュニティが実際どんなふうにいるのかを調査しました。実はオーストラリアのシドニーのインドネシア人コミュニティも、戦後、割と早い時点から行った人と、90年代の留学生と、二つ大きな層があるんですけども、そういったところの話を聞いていく中で、移民が多い学校に足を運ぶことが何回かありました。その中で、やっぱり受入れをする中で、移民の当事者の子供たちにいろんな差別があるのだと聞きました。差別があるのを前提に、それをどう乗り越えるかというプログラムがあったり、あるいは、多数派の子供たちに対し

て自分の心の中にある差別の芽と向き合うような、そんなプログラムがあって、日本の社会でも今後そういうプログラムが必要になってくるだろうと強く感じたのを思い出して、この発言をさせていただいています。

また、外国人に対する差別というと、どうしても日本の社会は日本人対外国人という、単純な二分法で考えてしまうんですけども、実は今、外国人と呼ばれる人たちは非常に多様化しているという点を見逃してはいけないと思います。端的に言うと、外国人による外国人差別もあるわけですね。日本人対外国人というだけじゃなくて、外国人から外国人への差別もあるし、もっと言うと、浜松の学校現場でブラジルにつながるルーツを持つ子供が、同じブラジルにつながるルーツを持つ子供をいじめるなんていうような事例もあって、非常に複層化しています。そういった実態に沿った認識の下に、複層的で、状況によって更に複雑な様相を呈する差別の実態を把握するということから始めないと、表面的な道德の提唱に終わってしまうのではないかなと思います。日本社会も、そろそろそういう踏み込んだ反差別の動きに注意して考えていく段階にあるのではないかなと私は感じています。これが1点目です。

続いて2点目、外国人が保健・医療・福祉に関するサービスを享受するための仕組み作りと、外国人の共生社会を支える担い手となるような仕組み作りをめぐってということについて発言をさせてください。

医療・福祉の現場に外国人のサービス提供者が増えていく必要があると思っています。つまり、医師や看護師や介護福祉士等が増加する必要があるということです。ここには二つの方向性があるのではないかと私は考えます。一つは、海外で既にそういった資格を持っている人の取得した資格の認定をするということ。もう一つは、日本国内での、特に第二世代の育成ということだと思います。ここでは特に後者のポイントについてお話をさせてください。

既に、実は第二世代のこういった医療・福祉の従事者が増え始めているという認識を私はしています。例えば、私が住んでいる町のそばにある市民病院などでも、受付、それから、産科のところに第二世代の外国人がいます。その子たちは日本の学校教育を受けて、母語ができるというような子たちです。90年代の初めの頃は、日本語のできる外国人、第一世代が多かったですが、今、第二世代の子供たちが日本の専門的な教育を受けて現場に増え始めているという認識をしています。そういった従事者の増大と雇用側の増加の両面で、より裾野が広がっていくのではないかなと思うんですが、そのためには、こういった先進事例を広く横展開していく、周知していくということが必要かなと思いますし、多言語医療・福祉従事者を育成するための奨学金制度のようなものも今後必要になってくるのではないかな。国が間接的に人材育成に関与できるような方法として、こういった横展開をすることで、また地域に働き掛けるような

形で、あるいはそういった病院の関係者などに働き掛けることによって、第二世代のこういった教育機会をより充実させていくということも必要なのではないかと私は考えています。

早晩、例えば私のいる浜松などであれば、ブラジル人が介護される側になっていくという時代が来ると思います。今、ブラジル人やフィリピン人が介護する側の人材として参入し始めていますけれども、あと5年、10年たつと介護される側にもなってきたり、ブラジル人、フィリピン人が、同じ背景を持つ、より年長の人たちを介護するということが起きるはずだと思います。ブラジルの日系社会では、そういったことが既に起きているわけですね。

3点目、共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係諸機関の連携をめぐってということでお話をさせてください。

日本の統計は、国籍を尋ねる場合がありますけれども、主な使用言語や出生国を質問するということはほとんどありません。80年代から90年代にかけて増えてきた、いわゆるニューカマー外国人が日本で家族形成をして、日本で育つ第二世代が増えつつあるという現在は、国籍だけで日本人と外国人を弁別する区分では、多様な在り方をうまく把握できないという可能性があるように思います。どのような統計でどのような項目を尋ねるかについては、今後、いろんな慎重な検討が必要だろうと私は考えますけれども、例えば、日本生まれで日本国籍を有するけれども、フィリピンで育って、フィリピン語が第一言語で、日本語の壁に悩みつつ日本永住を考えているなんていう人もいたりするわけで、多様な人たちの生き様を把握できるような、そういう実態把握が今後の政策を考える上で重要になるのではないかなと思います。

繰り返しになりますが、国籍だけで弁別している今の日本の外国人認識というのでは、見落としてしまうことが今後ますます増えていくのではないかなと思います。それが私はすごく気になるところであります。

それから、最後に、今のところに関連して、先ほど説明を聞きながら考えたことを一つだけ加えさせてください。

支援のネットワークを築いていくという話、大事なことだと思います。できれば、地元の大学も中に組み込んでいくような形ができるといいのかなと思います。今、大学は、国立大学も含めて地域との関わりをととても重視する方向に変わってきています。学生たちもそういう志向性を持っています。大学や学生たちが関わることで、若い世代を掘り起こしていくことになって、それが様々なネットワークの活動の継続性の担保につながっていくのではないかなと思っています。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 よろしくをお願いします。

今回は、共生社会の基盤整備策を進める上での基本的な視点について、それから、具体的な施策について、幾つかの柱を立ててお話をさせていただきます。

まず、共生策全体に関わる基本的な視点についてですが、これまでの議論も踏まえて言うと、二つの視点が必要と考えています。

一つは、言葉をどう使っているかわかりませんが、交差性という視点です。外国人という枠で全てをひとくくりにした支援策を講ずるのではなくて、今、池上委員の発言にもありましたように、外国人プラス高齢者、これは介護ですよ。外国人プラス障害者、外国人プラスジェンダーでは、DVや子供の虐待問題などの問題が浮かび上がってきます。幾つかの属性をクロスさせた支援策を検討していくということが必要だと思います。

この交差性は、各省庁間で別個に進められた施策をつないでいくということの必要性ということにもつながります。教育プラス福祉プラス医療であるとか、福祉プラス労働だとか、日本語教育プラス労働といった施策をクロスしていく必要があると考えています。

教育の世界でいうと、障害を持った外国人の子供の支援が喫緊の課題になっています。障害を持った日本の子供への支援は、一定程度進んできています。外国人の場合、発達障害といわれることがあります。それが言葉の問題なのか、文化的な不適應なのか、診断が非常に難しいという問題があります。障害を持った外国人の子供への合理的配慮は、日本の子供以上に多くの課題があって、教育、福祉、医療などの連携が不可欠ですし、要因によって支援策も異なってきます。今後、共生が進めば、生活をしていく上での課題はますます多様になってくると思います。そのために外国人というひとくくりの枠や個々の領域では収まらないようになってきていますので、交差性という視点が必要になってきます。

先ほどの説明で、出入国在留管理庁と厚生労働省とのオンラインでの連携などの報告がありましたけれども、やはり当事者の視点に立って、各省庁の施策をつないでいくということが必要だと思います。

共生施策全体に関わる二つ目は、言葉がちょっと難しいかもしれませんが、継ぎ目の支援という視点です。前回、座長から、ライフサイクルも入れましょうという提案をしていただきましたけれども、この観点から改めて支援の在り方を検討する必要があると思っています。

これまで、ライフステージごとの支援が中心でしたけれども、今多く問題が出てきているのは、その継ぎ目、いわゆる接続の問題です。育児と仕事の接続であるとか、教育の世界でいえば就学前と小学校との接続、これは日本でも小

1 プロブレムと言われて大きな課題になっていますけれども、外国人の子供はそれにプラスして日本語、日本の学校習慣への適応が加わります。また、中学から高校への接続が大きな課題になっています。さらに、これからますます大きな課題になるのが、中学卒業、高校卒業と就労をどう接続させるかということです。

外国人生徒の場合、圧倒的にアルバイトや非正規の仕事に就くケースが多く、それが負の連鎖につながっているわけです。前回議論になった労働と年金の問題も、実は接続に関する問題です。こうした接続の問題の解決には、さっきの交差性の視点からの施策と同時に、制度の改革も視野に入れる必要があります。この交差性と継ぎ目といった視点での施策を進めるには、当然調整するところが必要になるわけです。どこがリーダーシップを取るのか。出入国在留管理庁にリーダーシップを是非取っていただきたくことを期待しているわけです。

それから、大きな二つ目の柱として、個別の支援についてお話しします。一つは、生活保障です。生活権の保障という観点ですが、2回目の有識者会議で各省庁からコロナ禍の支援策について出していただきました。予想以上に新型コロナの影響が長期化していますので、改めてどのような支援策が必要なのか、各種報道でもコロナ禍でDVや虐待なども出てきていますので、相談だけではなく、実際に身の安全を守るためのシェルターの開設などの対策も必要なのではないか。また、健康や医療に関わって、前回私が指摘させていただいたんですけれども、外国人学校の入学者とか就学者について、予防接種や健康診断の実施なども新型コロナウイルス感染症を踏まえると必要な支援策だと考えています。

今後、外国人対象の基礎調査などを踏まえて、医療の問題だとか、今、池上委員からも御指摘がありましたが、住居探し問題です。住居の問題など、生活上の困難だと当事者が語る課題への支援策というのも積極的に進める必要があるだろうと思います。

ただ、こうした短期的支援は、それで解決すればそれで完結するんですが、定住化を前提にしたときには長期的な支援策が必要だと思います。この長期的な支援の目標が共同性の獲得、言わば共生ということです。生活保障は日本人にとっても大きな課題であって、外国人という別枠で構想するのではなくて、全体的な支援の枠に落とし込んでいく必要があります。例えば高齢者、障害者、子供、子育て家庭、生活困窮者などを対象にした、いわゆる地域の包括支援体制に外国人も組み込んで施策を行っていくということです。ただ、全体に組み込むことで外国人への支援が埋没するおそれもありますので、そこで地域のリーダー格の外国人が何らかのポストに就けるような仕組み、あるいは外国人の中で多文化ソーシャルワーカーだケアマネジャーでもいいんですけれども、資

格を持っている方を配置して対応することも取るべき施策の一つだろうと思います。

それから、具体の施策の支援の二つ目の柱として行政サービスへのアクセスの問題があります。

これまで外国人が行政の窓口やインターネットなどにアクセスして、行政サービスを受けるために必要な支援は、やさしい日本語や多言語化など、いわゆるアクセシビリティが中心でしたが、どうもこれだけでは十分じゃないのではないかと。例えば、外国人が学校などの情報は口コミ、つまりエスニックコミュニティだとか同胞間のつながりから得ることの方が多いです。よく社会関係資本が重要だと言われますが、人との関わりから情報を得ているということです。

最近、我々の世界でルーツからルートへというようなことをよく言うんですけども、日本社会で生活していく中で多様な関係をいかに作っていくのが重要だと言われています。具体的に言うと、集住地域の学校で個々の外国人保護者への情報発信というのは限界があるためにどうしたかということ、外国人保護者を組織化して、そのネットワークを通して情報を発信した例があります。これで情報が浸透して、保護者会や授業参観の出席率が向上したという報告もあります。

外国人支援者のネットワークの中で、名古屋出入国在留管理局の紹介がありましたけれども、今後、行政と外国人の媒介的な役割を果たしているNPOやボランティアなどを通じた情報発信、そのための支援が必要だと思っています。

それから、三つ目です。個別の支援策として、外国人が地域で活躍できる体制作りをしっかりと考えていく必要があるということです。先ほどの報告の中で、「永住者」が全体の28%に増加していますけれども、「永住者」を中心に、行政に参加する方法を探っていくということも必要です。

まず、既存の制度への外国人の登用ですけれども、例えば民生委員、児童委員、人権擁護委員、保護司などへの登用です。確かに、現行では外国人が就けないものもあるわけですが、ただ、長年地域で活動して信頼を得ているリーダー的な外国人、あるいは日系人などをこうしたポストに就けるようにすることも検討すべき時期に来ているんだろうと思います。実際に地域のリーダー的な外国人は、実質的にそうした役割を担っているところもあるわけです。こうしたポストは人材不足も指摘されていますので、新たな仕組みを作って活性化させるということも必要なのではないかなと思います。

また、現在、地域で活躍する外国人を考えると、JETプログラムというのがあり、国際交流員だとかスポーツ国際交流員がいますが、これが一つのヒントになります。こういう国際交流や共生を担うポストへの外国人の登用を

推進すべきです。さらに、最近必要だと思っているのは、実は前勤めていた大学で、留学生や外国人の学生たちが社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験を受験する例がありました。自分たちで福祉の質や専門性を向上させたいというんですけれども、合格率は低いんですが、合格者も出てきています。しかしながら、卒業後のポストがなかなかない。幾ら合格しても雇用に結びつかないので、今後、体制の整備と新たな在留資格の検討が必要になってくると思います。

外国人が地域で活動できるようにするための仕組みを既存の組織をうまく活用する、それがうまくいかない場合には新たな制度や仕組みを検討していくということが、共生につながっていくのではないかと思います。

個別の支援の第4は、共生を促す日本側の取組です。先ほど池上委員からも御指摘がありましたように、幾つか考えられると思うんですが、交流の場の拡充整備ということです。皆さん、多分聞いたことがあると思いますが、「Share金沢」の例です。外国人と高齢者と障害者と子供と学生が共に関わるような、いわゆるごちゃ交ぜの場を作っています。こうした場を意図的に整備するという必要も必要で、例えば外国人が多く居住する団地などを、外国人との共生や交流の場として再開発するというようなこともあっていいと思います。実際に埼玉県の大きな団地では、問題を抱えているんだけど交流の取組がなされていますし、また他では大学生と高齢者との交流などの取組事例も多々あるわけです。

それから、共生を促す日本側の取組としては、コーディネートをする人材の育成が必要です。先ほどあったJICAの話はとても面白いなと思いました。それから、地方の出入国在留管理局の受入環境調整担当官という話が出てきて、私、初めて知ったんですけれども、このポストの役割を広げるというのも一つかなと思いました。ただ、こうした人材を継続的に輩出するには、その養成、研修が必要になるわけです。大学でもこうした人材養成をしているところも出てきていますので、そうした枠を活用することで実現できるように思います。

最後、共生を促す取組の中で、日本人側の差別への働き掛けです。その際、外国人だけじゃなくて、法務省が挙げているほかの人権課題、障害者、同和問題、高齢者、性的マイノリティーなどとクロスした人権教育が必要です。差別、偏見というのは幼児期から作られていきますので、人権教育を幼児教育や学校教育に位置付けることが必要だと思います。しかし、先ほど池上委員がおっしゃったように、実際形骸化しやすいんですね、道徳的なものが多くて。人権教育を中心にして、「アンラーン」、つまり脱学習とか学び捨てというようなことが、こういう教育には必要だと言われます。学習者が持っている枠を一旦壊していくような取組が必要なのではないかということですね。

皆様、御存じだと思いますけれども「セサミストリート」という子供向けの番組があります。そこでは多様な人種だとか、それから、最近は障害を持った子供やキャラクターを登場させているんですね。つまり、早い時期から、この多様性を受け入れられるような取組を行っているわけです。そしてまた、その多様な背景を持った人と交流する機会が多ければ多いほど偏見や差別というのは低減していく可能性があるわけですね。ですから、そうした機会を学校教育の中にしっかりと位置付けていくということが必要だと思います。

こうした取組として有効なのが、SDGsとのリンクです。SDGsの目標の10に「不平等をなくそう」という目標があります。これに関して学校教育などを中心に差別を低減するための取組が行われていますし、自治体や企業などでも、外国人の雇用問題の解決だとか、差別、偏見の低減を目指した取組も見られるようになってきています。幅広く実践していくことが差別の低減につながるように思いますので、こうした取組を積極的に推進していくということが必要だと思います。

以上、大きな柱と、それから個別の支援策についてお話ししました。どうもありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 先ほど御説明で使われた課題に沿って少しお話をさせていただければと思います。

まず、課題1の日本側の意識啓発ですけれども、ここは具体的に取組を進めるという観点に立ったときに、私は、社会保障などの行政サービスだけではなくて、民間も含めた仕事、サービス、それから資格の取得、あるいは人材登用、こういったところで、実際に外国人、あるいはグローバル人材と言ってもいいと思いますが、そういう人たちに対して門戸が開放されているのかどうか、実質的に開放されているのかどうかということをチェックしていくという作業が必要だと思います。チェックして、ハードルがあれば、具体的にそれをなくしていくということが必要ではないかと思います。例えば賃貸住宅への入居のお話なんかが具体的にありますけれども、多分世の中にそういうものが多々あると思いますので、それをチェックしていくということも一つの具体的な措置ではないかと思います。

それから、そういうことを続けながら、日本の社会の開放度とか、それから包摂度というのを何か測るKPIを設定できないか。具体的な政策を積み上げるのも一つですが、何かそれをくくれるようなKPIを設定して、それを高めていくということが必要ではないかと思います。

それから、二つ目の情報の収集・分析ですけれども、これはもう皆さんもお



っしやっていますけれども、やはり国籍、在留資格ではなくて、人材の多様性に関する生の情報を収集して、それを分析していろんなことに生かしていく、そういう情報収集の仕方がこれから必要ではないかと思います。

それから、3番目、関係機関間の連携ということですが、やはり一番気になるのが国、地方の役割分担です。分担を明確化して、施策を体系化、メニュー化していく。その上で、不足する施策とか、不十分な施策を補うべく関係省庁に働き掛ける必要があるのではないかと。施策を全部出入国在留管理庁ができるか、予算があればそれにこしたことはないわけですが、どうしても各省の施策をつないでいかななくてはいけないわけですから、出入国在留管理庁には施策を体系化して、どこが手薄なのか、どこを補強すればいいのか、どこを改良すればいいのか、そういう総合調整をしていただきたい。

それから、現場との関係で、私は総合調整機能を地域の現場で最大限に発揮するために、やはり受入環境調整担当官、この役割が非常に重要ではないかと思います。国の縦割り施策を地域の実情に合うようにつなぎ合わせていく。多分そのためのツールがネットワークとかプラットフォームになると思いますが、そういう調整機能を担う人材を是非とも出入国在留管理庁は育成していただきたいと思います。

それから、4番目、専門人材の育成ですが、これも皆さんもおっしゃっていますけれども、やはり外国人、又はグローバル人材が専門人材になる道を、開いていくべきではないかなと思います。そうした人材に対しては、在留資格についても配慮すべきではないかと思います。既に日本の大学を卒業して起業家を目指すような人たちには、在留について一定の配慮があるわけですが、そういったことを踏まえながら、専門人材に対する配慮もできると思います。

それから5番目、手続の利便性ということですが、ここは是非、オンラインの手続を進めていただきたいと思います。そのときには行政サービスへのアクセス、利便性を確保するためにも、情報提供だけではなくてプッシュ型の情報提供もしていただき、その上でワンストップ化を進めていくべきではないかと思います。

それから、厚生労働省とのオンライン連携のお話がありましたけれども、これはいいと思いますが、それに加えて、それ以外の関係機関との間もつなぐ情報ネットワーク、これをするためには、出入国在留管理庁が音頭を取ってバックヤードの連携の仕組み、これを作らないといけないと思いますが、ここをやらなければ、オンライン化の意味もないわけですから、是非ともやっていただきたいと思います。

最後、在留管理ですが、人材の多様化、あるいは、ライフサイクルで

はないですけれどもキャリアパスの多様化、今はこういうものに対応できるような在留資格制度にはなっていないと思いますが、そういったものに対応できる在留資格制度、あるいは永住権の付与条件といったものも考えていかないといけないと思います。

それから最後、どこにこれを入れるべきかちょっと分からなかったので、この在留管理のところで申し上げますが、家族帯同ですね。これ、まだ厳しいわけですが、この条件も見直していくべきじゃないかと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて田村委員。

○田村委員 よろしくをお願いします。

皆さんから、割と大きな枠組みのお話はしていただいていますので、私から、どちらかというと細かな話を、あるいは具体的な話をしていきたいと思います。

先ほど資料1の22ページに、六つですかね、課題が整理してありましたけれども、これに沿って私なりに考えを整理してみました。

まず一つ目の「共生社会の実現に向けた日本人側の意識啓発」のところなんですけれども、今、一番課題なのは、やっぱりわかりにくいことです。「外国人労働者は受け入れない」としてきたんだけれども日系人が増えたり、技能実習が増えたり、あるいは、「移民は受け入れない」と言っているが、外国人全体の3割が「永住者」である。これは一般には非常にわかりにくい。わかりにくいことが誤解や偏見を生じさせてしまっているのではないかな。わかりにくいということで、結果的に「外国人って特権を持っているらしいよ」と言われたら、「そうかな」と思わせてしまう余地を与えているんじゃないかと思います。小学生でも理解できるようなわかりやすい解説、日本の出入国在留管理制度はこういうふうになっていて、今、外国人の人はこういう暮らしをしているんですということをものすごくわかりやすく説明する必要があるんじゃないかな。これまではあまりにわかりにくかった。よくわからないけれども外国人が増えている。このことが、地域で暮らしている外国人の方への誤解や偏見につながっている。こういう状況をまず改めていく必要があるんじゃないかということと、現行の「外国人労働者問題啓発月間」というのが6月にありますと書いてありました。この時期になりますと、駅の「次の列車は」という上にまで、「不法就労はやめましょう」とか「ルールを守って国際化」という標語がいっぱい出てくるんです。あれを見て日本人の方はどう思うか。外国人と共にいい地域を作っていきましょうというメッセージこそ電光掲示板にいっぱい流れてほしいんですけれども、どうも字面だけ見ていますと、まるで外国人が何か悪いことをしに来ているかのような啓発月間になっていやしないかなと。私、毎年毎年、

あのメッセージを見る度に、これ、逆効果だなと思うんですよ。もちろん大事ですよ。ルールを守って国際化なんだけれども、それを上回るぐらいの勢いで、外国人と一緒に地域を作っていくんだというメッセージをしっかりと発信しないといけないんじゃないかな。

既に自治体で多文化共生推進月間を持っているところが結構あります。もちろんそういう何とか月間を作っても、標語だけじゃ駄目じゃないかって、そのとおりなんですけれども、例えば愛知県とかは小学生向けに作文コンクールをやっていたり、多文化共生分野での功労者の表彰をしていたりします。そういう具体的な取組を伴った多文化共生推進月間を、いまはいろんな自治体で結構ばらばらの月でやっているんですけれども、国としてやるべきものではないか。外国人の方と一緒に地域を作っていくんだということをしっかりと啓発するキャンペーンを、もう少し力を入れてやってもいいんじゃないかなというのが、一つ目の共生社会の実現に向けた日本人側の意識啓発についてのところで求めたい取組です。

2点目ですけれども、「在留外国人やそれを取り巻く状況の情報の収集、分析及び活用の促進」のところですが、これも既に先生方からお話がありました、やはり国勢調査ですね。アメリカの国勢調査ですと、もう少し具体的な項目を聞いております。日本は、各自治体が施策の基本にする上で重要な情報というのが、なかなか取れていない。時々抽出のアンケート調査をやっていますが、そういうことではなくて、国勢調査の項目をしっかりと見直してみるとか、今、在留外国人統計は出入国在留管理庁から出しておられますけれども、それぞれ各省庁またがって、いろんな施策を展開されていますので、それらからちゃんと課題分析を取りまとめた、前回お話ししたと思いますけれども、「白書」みたいなものが必要ではないかな。体系的、計画的に各地域で共生施策を進めるための基礎となる統計が今乏しいので、そこをしっかりと整理すること。これは林委員のところでやっていただいてもいいんじゃないかなと思いますけれども、とにかくいま、統計がないですね。ここが重要じゃないかなというのが2点目の情報の収集、分析、活用の推進のところだと思うところです。

3点目と、あと4点目ですね。「国、地方公共団体、外国人支援団体等、関係機関間相互の連携」と、「共生社会の担い手となる専門人材の育成・確保」のところをまとめてコメントしたいと思うんですけれども、12ページの外国人支援者のネットワーク構築について、大変重要なんです、今のところ私が聞いている範囲だと、名古屋出入国在留管理局はしっかりやっているが、ほかはまだ発展途上です。私も大阪で何度か会議をお手伝いしたりしましたがけれども、なかなかうまくいっていない。

というのも、例えば大阪出入国在留管理局管内でも、大阪とか京都周辺と北

近畿，あるいは和歌山の状況って全然違いますので，これを一つの入管局で一つのネットワークを作って議論をしても，どうしてもこれは外国人が多いところの話になってしまうので，逆に地域特性に合わせた複数のネットワーク，あるいはタウンミーティングみたいなものを地域ごとに持った方が，より具体的にそれぞれの地域に合って，課題も拾えると思います。今，受入環境調整担当の方が本当に丁寧に地域を回っていらっしゃるんですが，まだまだ地域の側も入管の方が来られたというだけで身構えてしまう。昨年，大阪出入国在留管理局にお招きいただいて受入環境調整担当の方の研修をしたりお話を聞いたりしたんですけれども，「いや，もう本当にしんどいです」とおっしゃっていました。例えて言うなら，中小企業のところに銀行の方が来ると「あつ，何か融資を引き上げられるんじゃないか」とみんな身構えるみたいな，そういう空気感があって，受入環境調整担当の方が苦勞しているようなのです。ここを何とかしなきゃいけない。それは地域でのネットワークというか，会議の持ち方をもう少し丁寧に工夫してみるといいかなということと，せっかくこの共生施策の推進が出入国在留管理庁の大きな柱だと位置付けられるのであれば，それぞれの受入環境調整担当は今数が少ないですし，自治体や支援団体とのネットワークを強化するにしても，なかなか大変かなと思います。あるいは，専門知識の習得とか人脈の形成というので考えますと，大きないろんな異動の中で仕事をしていらっしゃると思いますので，そういう専門知識とか人脈の蓄積が弱いんですね。1年で交代されてしまうとなかなか厳しいので，出入国在留管理庁内での共生分野のしっかりした人材の育成だったり，もう少し増員も必要じゃないか。これは非常に重要な仕事だと思うんですけれども，いろんな仕事のローテーションの中だと，なかなか専門知識や人脈の蓄積が生まれませんので，しっかりした共生施策分野の人材の育成，キャリアデザインというのを考えていただく必要があるんじゃないか。

あるいは，地域においては，これは前回お話しした世帯ごとのニーズのアセスメントとか，必要な支援とのマッチングができる人材，コーディネーターがいいのかマネジャーがいいのか，そこは名前はさておき，そういう人材をしっかり育成する。認定，派遣のスキームも整備する必要があるのかな。先ほど，民生委員とか児童委員の話もそうですけれども，今のところは民生・児童委員は，確か選挙人名簿から選ぶことになっているので，外国人が漏れていますね。永住者を選挙人名簿に入れろというのは難しいかもしれませんが，永住者の資格がある方を民生・児童委員を選ぶ名簿に載せてもいいんじゃないか。これは法律の改正が必要なのか，政令でいいのか分からないですけれども，そういうアプローチもあると思いますし，地域でのしっかり知識も持ったコーディネーターを育てていくということも中長期的にしっかりと考えていく。あるいは，

もう来年度あたりからどこかモデル地域を作って育成し、一回ルールを回してみるということもあっていいんじゃないかなと思います。

最後に、5番目と6番目ですね。「在留資格手続等の利便性の向上」と「共生社会の実現のために必要な在留管理」のところですけども、これも先ほどの公的義務の履行状況を点から線へということで、これは在留資格の更新を不要にしてもいいんじゃないかと先ほどお話があって、それは大変いい視点だなと思うんですけども、一方で、公的義務を履行していない場合に在留資格を取り消すんだというお話がありまして、それはそれで怖いかなと思います。本人が意図的に履行していないのであれば、それはもう取消しやむなしだと思いますが、少なからず、例えば人材会社が全然税金を納めていなくて、本人の意図していない中でその情報がひも付けられて在留資格の更新ができないとか、あるいは制度の誤認、確か数年前に扶養家族のカウントの仕方が変わって、そこから住民税を大きく納め漏れていて、在留資格の更新ができなくなったという話を全国あちこちで聞きますね。こういう本人の意図しない形で情報がひも付けられて、結果として地域にとって非常に貴重な人材が在留資格の変更や更新ができないことがある、留学生のオーバーワークもそうですけれども、結果的に日本にとって非常に大きな損失だと思いますね。

在留資格の停止とかにひも付けることはあっていいことだと思いますが、その前に、入国時や住民登録時や制度の変更時などに抜け・漏れなく、あなたはこういう公的義務があるんですよということをきちんと認識し、手続が完了できるような、そういう仕組みをまずしっかりやった上でひも付けるということが重要ではないか。本人が意図しないまま税が漏れていたり、保険料を納め漏れていたりということはやはりありますので、そこが起きないような、これは点から線へということでいけば、今度は面といいますかメッシュですね。管理のための動線というよりは、権利を保障していくための動線、関連付けということ徹底した上で、共生社会の実現を目指すということが大変重要ではないか。

そのためには、やはり自治体としっかり連携しないといけない。自治体は、住民基本台帳で外国人住民のデータを持っています。住民基本台帳法の目的は住民の利便の増進ですので、まず住民の利便の増進という視点で、しっかりとデータを連動させ、「あなた、これとこれとこれ、漏れていますよ。今手続きしましょうか」ということが、前回、高橋委員からあったワンスオンリーでちゃんと自治体で行える、あるいは出入国在留管理庁で最初に在留カードを作ったときに、「これとこれとこれ、やってくださいね」ということをまず徹底して、それでも抜けている場合は在留資格の取消しはやむなしだと思います。ただ、今そこができていないので、漏れたところだけひも付けられてしまうと本人の

不利益になりますし、何より、本来だったら適正に在留資格の更新ができるはずだった人を失ってしまうことは地域にとっても大きな損失ですので、そういうことがないような、権利としてのデータの連携ということを取り組んでいただく必要があるのではないかと思います。

私からは以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、大分長くお待たせしましたけれども、林委員、どうぞ。

○林委員 前回、延々とSDGs指標の話をした後で、田中座長から、10.7.2もあるけれども、もっと基本的なところの指標を外国人が分かるように取ったらどうかという指摘がありました。これはもう正にディスアグリゲーションであり、SDGsも正にそこをしようと言っているところです。また、先ほど高橋委員からもKPIという言葉が出てきており、田村委員も統計をとおっしゃっていましたが、例えばMIPEXという国際的な外国人共生のための指標というのがあって、日本も含めた2019年のものが最近公開されています。山脇先生などの御尽力で日本の外国人の共生の指標が出て、100点満点中47点ということで、そこそこという感じでした。これから外国人だけではなくて、いろんな分野で既にSDGsというすごく細かい指標があるので、なるべくそれを使って統計を出していった方が、統計を出す側の作業負担が減るからそうしましようという流れもあるので、外国人という定義も、先ほどの池上委員のお話でどうやって取るかという話はまたあるんですが、SDGsの指標に基づいて、いわゆる日本にいる日本人とどう違うのかというのが見えるようにしていくことが非常に重要だなと思っています。

資料2にありますように基本的なところとして、例えば1.3.1の「社会保障制度によって保護されている人口の割合」は日本人と外国人別を取る。それから栄養。今年は栄養サミットもありますし、栄養の年ということもあります。2.1.1に「栄養不足蔓延率」とありますが、これは日本の場合だと肥満をどう捉えるかとか、そういうこともあるかもしれません。

医療のところは3.2.1の「5歳未満児死亡率」や3.4.1の成人病の慢性疾患だとか、あとは、この辺りは動態統計があるので取れるんですが、3.8.1のユニバーサルヘルスカバレッジ、それが本当に外国人の方でユニバーサルになっているのかどうか。これは特にサービスの提供ということだと、なかなか今、統計を取りにくいのではないかなと思います。

それから、教育指標もたくさんありますけれども、ここには一つだけ挙げておきました。

また、必ずこの分野で国際的に言われるのは、暴力、DV。それについて、外国人もどのぐらいDVを受けているのかという、統計があるのかどうかも非

常に重要だと思います。

それから、もう言わずと知れた失業率ですけども、これはもう既に国勢調査でも統計を取っており、ここにちょっとお示ししていますけれども、外国人の方がちょっと高いという感じです。

その下、8. 8. 1, 8. 8. 2というのは、ディーセントワークの人間らしい雇用というところで書いてある指標ですけども、ここの指標は、もとの国連文書の中で移住状況別と明示的に書かれているので、労働災害の発生率とか、そういうことですが、これは多分もう統計が出ているかもしれませんね。

あとは、先ほども佐藤委員からも言っていましたけれども、不平等の指標については10. 2にあり、16. 2. 2は人身取引についてです。最後に、日本に住む全ての人を対象にした指標で、外国人かそうでないかというので切り分けることがどのぐらいできているかということも指標になっているので、これも注目して見ていければいいなと思っています。

例えば、先ほど白書の話が出まして、入管白書の「出入国在留管理」はきちんとまとまっているんですけども、これに更に外国人共生のセクションを充実させていくというのであれば、こうした指標がどのぐらいかというのと併せて今後まとめていくべきかなと思います。必ずしも日本がすごく悪いというわけではないなと思ってきていまして、例えばさっきのM I P E Xというのを見ると、実は中国がすごく低いとか、「えっ、そうだったのか」というのもありますけれども、近隣のアジアの国と比べてとか、そういう比較ができていくことも大切かなと思っています。

前回年金の話が出てきまして、多分田村委員からだったと思いますが、年金を受けられない人がこれから出てくるという話がありました。一方、年金、保険料を払っただけで、それでそのまま途中で帰国する。昔は25年間払わないといけなかったのが、今は10年間になりましたけれども、中途でお金をもらわずに帰っている人ってもしかしているんじゃないかなとも思います。雇用者としては取るだけ取ってということもあるんじゃないかなとも思います。うちの研究所でも将来推計で、外国人に年金を払ってもらうとどのぐらい年金財政が改善するかというシミュレーションもしましたが、外国人もいつかは高齢化するので、長期的には結局一緒になるんですけども、当初のところは若い労働者が増えて年金も納めてもらうということであれば、日本の社会保障財政にとってもプラスの側面もあるということが一つあります。あとは、社会保障協定が今いろんな国で結ばれていて、中国もようやくできたというところで、それができるかどうかのところワークショップをしていたら、行政書士の方が、最近中国の方から、日本の年金に入るにはどうしたらいいかという問合せがすご

くある。それに入っていたら、後々中国に帰ったときに社会保障協定があるので、それってどのくらい得するのかというような問合せが増えているということを知っています。ですので、社会保障協定を今からどんどん広げていくとは思いますが、日本にいる間はきちんと納めてもらって、その後、またきちんと受け取れる制度を整えていくことは日本のためにもなるなと思います。

うちの研究所で2007年に「社会保障研究」という雑誌で外国人の社会保障という特集をしていて、それ以来やっていないなと思ったんですが、そのときに、池上委員のところで多分された調査で、外国人はどのくらい社会保障に入っているのか調査をされていました。年金、それから健康保障と、あとは生活保護も出てくるとは思いますけれども、地域ごとに調査しているということはあるんですが、これを国として加入率がどれくらいかを出していただきたい。また、マイナンバーの話も、今正にマイナンバーをどうやって在留カードとつないでいくかというのを検討中ということですので、それにすごく期待したいなと思いますし、先ほど田村委員の、ちょっと逆に外国人を追い出す方に行くんじゃないかという懸念も、私もちょっと思ったところであります。

もう一つの懸念として、今マイナンバーカードは、一旦住民票を抜いて海外に出て、また戻ってくると新しいカードになる。もしも自分が昔ここにいたということを言わない場合は、マイナンバーまで新しくなってしまう。これは外国人だけに限った問題ではないんですけれども、そういったことを今後どういうふうに解決していくのか。日本人の場合は戸籍があり、戸籍にマイナンバーをひも付けていくかどうかというのはこれからの議論だと思いますけれども、戸籍の付票とかで追っていけば昔の住所がわかりますが、外国人は一旦海外に出ると、また別の人というようなこともちょっとおかしいかなとも思うので、これは長期的に制度として考えていかなきゃいけないことじゃないかなと思います。

最後に、課題に対してということで、皆さんおっしゃられたように、今までは地方自治体が先にいろんなことをされていたので、その好事例を横展開し、いろんなところでやっていただきたい。また、行政のワンストップ化も何回も出てきましたけれども、壁をなくすという意味で、いろんな壁があるんですが、先ほどJICAの取組、一つ出てきましたが、もう一つ、JICAの研修を受けた外国人と、JICAの国内事業所がそれをつないで、例えばアジア健康構想のように、日本で研修した人やプロジェクトに参加したアジアの人とかアフリカの人が自国に戻っていったときに、うまくその国の制度に生かせるようにとか、日本国内と海外のところをシームレスにやるということで、壁をなくす。あと、日本語教育について、日本語認定の制度が20個くらいあるという話で、私が外国の人から聞いている認識は、日本語検定1級、2級だけれども、国内



だとまた別の制度があるのかということで、その辺りも何か、いろんなところに資源が分散しているのではないかなと。余り専門ではないので言えないんですが、その辺りもこの機に検討した方がいいんじゃないかなということを、ちょっと言っておきたかったと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

大変多岐にわたる論点を委員の皆様から出していただきましたので、私から特にまた長々と付け加える必要はないと思っておりますが、幾つか気が付いた点だけ申し上げますと、今回は基盤作りというテーマでありますけれども、その基盤を支えるものはどういうものかということでいえば、一つは基盤を作るに当たってのフィロソフィーというか、物の考え方。これは先ほど来、委員の皆様からいろいろ出されているように、それがしばしば言われているわけですが、当たり前のことではありますが、外国人は人間である。人間というのは、一次元の存在ではなく多次元の存在で、その次元間には、先ほど佐藤委員がおっしゃったように交差性というのがあって、当たり前のことですけれども大変複雑な存在であるということですね。ですから、この複雑な人間の人権をどうやって守りつつ社会を作っていくかということだと思います。

それから、もう一つは、ここでのタイトルになっている共生社会というものの基盤で、これは社会なのであって、外国人は何かたまたまいるお客さんだというのではない、社会の一員であるという、やはりフィロソフィーを基に基盤を作らなければいけない。ですから、社会の一員である以上、当然社会に適切な形で参加していただかなきゃいけないということ、そういうことが必要になるかなと思います。

それから、そういうフィロソフィーを受けた上で、国がどういう基盤を作っていくか。それから、国と社会は必ずしも対立するものではないんだけれども、国と社会は同じものでもないので、国が、そうするとどういふ社会を作るための基盤を提供するのかというようなところを、やっぱり考えていく必要があるかなと思います。

これはいろいろ言われていることで、日本の政府組織は常にどんなことを言っても縦割りだと言われて大変なんですけれども、縦割りには縦割りになるそれなりの理由というがあるので、縦割りをやめてしまえというわけにもいかないわけですが、やはり多次元で交差性のある外国人のための社会基盤を作るためには、誰かがいろいろなところに目配りしていかなきゃいけないので、これは高橋委員がおっしゃったように、今のところ、政府でいえば出入国在留管理庁ぐらいしか総合調整をやるところがないので、是非出入国在留管理庁には、更に多大なる予算要求をして総合調整ができるようにしていただくの

が必要じゃないかと思います。

それで、その過程でなかなか難しい、基盤の中で一つ個別の具体的なことでいうと、やっぱりこれも指摘されているわけですが、海外の資格をちゃんと日本国内で認定できるという仕組みを国が作らないと、あるいは国がどこかにいろいろ働き掛けて作らないと、これは地方とか社会に任せておいてもなかなかうまくいかないですね。ですから、資格の認定というのは非常に重要じゃないかと思います。

それからあとは、もう既に指摘されている三重とか岐阜とか愛知のネットワークはとても良いわけで、これをどうやって地方、地方に合った形でネットワークを作っていただけるか。これは田村委員がおっしゃったように、ただ何でもかんでも愛知と岐阜と三重のものをまねすればいいというわけでは多分いかないし、人の状況も違うかなということだろうと思います。

そこで私、池上委員がおっしゃったように、ネットワークの中にNGO、その他いろいろあり、人材受入れ機関もありますけれども、最近はやる気のある地方大学が非常に増えているので、地方大学を巻き込んでいただくのはとても良いことだと思っております。そういうようなところを含めて、あとは情報の面も、これはやはり国が整備するものとして必要だと思うんですね。

あともう一つは、これはどちらかというと高橋委員のところをお願いした方がいいのかもしれないんですけれども、やや経済中心主義だと言われるかもしれないんですけれども、今後の日本社会とりわけ日本経済にとってどのぐらいの人材需要というのが、どういう産業分野でどのぐらいあるんだろうかというようなことを少し推計していただく。日本の経済がある程度こういう形で回っていくためには、どうしても今、日本にいる人だけでは足りませんねというようなところの需要予測ですね。こういうのを少ししっかりやっていただくというのも必要になるのではないかと。

もちろん、日本が経済で困るから、外国人に何でもいいから来てもらえばいいんですよと、労働力だけが必要なんですよと、そういうふうになってしまうのは、それはいけない。ただ、一体どの産業分野には人がいるのかということは、少し規模感も含めて、やはり計算していただく必要があるかなと思います。何というか、夢物語のような経済未来予測だと、AIができてICT技術ができれば、どんどん人間は要らなくなっちゃって、人間は働かなくてもよくなって、それで、だからベーシックインカムでやればいいんですよという、そういう話がありますけれども、AIとかICTで置き換えられない仕事って、多分まだ相当あると思うんですね。それは高齢化社会の中でどの分野がAIとかICTでは置き換えられなくて、日本の中にいる人材だけではなかなか賄えないのかというのは、やっぱり経済産業の研究をしている機関で少ししっかりと予

測をしていただくと有り難いかなと思っている次第であります。

そこら辺りが私のコメントであります。今までの委員の御発言を受けて、ほかの委員の御発言に触発されるなり、あるいは反論をするなり、お話しただけたらお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今、最後に座長がおっしゃったことですが、私どものような研究所がそういう数をはじけたらいいなと思いますが、それはちょっと置いておいて、外国人が数でどのぐらい必要なんだろうかということを経済財政諮問会議で計算したことがあります。人口を1億人キープしないと日本はいけないという前提がありますけれども、その前提で考えると、2060年までに2,000万人ぐらいの外国人が必要になる。毎年40万人ぐらいずつ外国人を増やしていかないと、とてもじゃないけれども立ちいかないというような試算をしたことがあります。そうしたら総スキャンです。何というか、数字ありきではないかと批判されました。ただ、今はそういうムードも変わってきて、おっしゃるように、恐らく産業だとか経済の支え手という観点に立つと、産業別に考えないといけないのかもしれない。単純労働なのか、そうでないのか、人材にはいろいろな質があると思いますけれども、ある程度どういう分野でどのぐらい人が足りないんだというようなことまで含めて、もう議論をしてもいいのかなという気がしますね。多分コロナ禍でますます出生率が下がっていますから、ますます人口減少社会になっていく。労働力不足が数年後に凄まじい勢いで顕在化してくると思うので、ある程度経済の論理で話をしてもいいと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

ただ、何というんでしょうか、単純労働という言葉がいいのか。例えば人がいっぱい要る、現在、外国人がいないとやれないのが農業ですね。農業でも、稲作は機械でできることが多いんですけども、チンゲンサイの摘み取りとか、イチゴの摘み取りとか、ハウス栽培でやっているようなものの収穫というのは、これはなかなか機械で代替できないんじゃないかと。農家の人に聞くと、やっぱり人が要って、とても足りないのはそういうところじゃないかなと思うんですよ。それで、ハウスの中できれいにイチゴを取ったり何とかできるというのは単純労働というわけじゃないんじゃないかと思うんですね。だから、やっぱり特定技能で技能があるというふうにみなすのは、そんなにおかしな話じゃないと思ってはおるんですね。

そういうような、ややセクター別にどのぐらい需要があるのかというのは、少し調べるということも必要かなと思って、こういうことを申し上げたわけがあります。

林委員、どうぞ。

○林委員 今回の議論で「ああ、高橋委員のところでもそういうことをされたんだわ」と思ったんですけれども、2002年に国連が補充移民、リプレースメント・マイグレーションという形で報告書を書いて、そのときに、先進国はこれから人口が減るので、その分だけ移民を入れるとどうなるかというシミュレーションをやったところ、国連に対しても非難ごうごうになってしまいました。そのときうちの研究所でも、これをやろうとしたらどうなるかというセミナーをしたところ、結局確かに、高橋委員が2,000万人とおっしゃいましたけれども、1,000万人とか、それくらいを入れるというと、これって無理ですよということになって、逆にそのときにオール・オア・ナッシングで、我々、思考するのをやめてしまったということがありました。今振り返ってみれば、あれはそういう意味で残念だったと思います。結局、今は減っている日本人の半分ぐらいは外国人が増えているということに実質的にはなっていますので、それを今、座長がおっしゃられたみたいに、本当にこの分野でどのぐらいというのを、今の我々は2000年ぐらいよりもかなり頭の中が変わってきましたので、それをちょっとやってみるというのは、確かにあるかなと思いました。

ただ、結構難しいだろうと。なぜかという、例えば介護分野に人がいない、いないと言うけれども、じゃ、人がいないんだったら何で賃金が上がらないんですかという話になるわけで、人が足りないから外国人をとというのは、本当にきちんと働いている人たちの勤務状況とかを見ているのかとか、そういうところになる。ただ、イチゴ作りのここのところはAIとか機械でできますとか、そういうことを全部今の段階で組み込んでいってという作業自体はすごく面白い研究とか推計作業にはなるだろうと思うんですけれども、なかなか難しい。面白いから、やっぱり分野別にやるべきだという話と、あとは、分野別、業種別の団体が、これだけ足りないということをおっしゃっているのも、そのこれだけ足りないという要望を集めてみたらこうなったというのでも、全体でこれだけ足りないというのも出てきますし、きちんとそれを数として出していくというのは非常に興味深いなと思ったところです。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

田村委員、どうぞ。

○田村委員 ありがとうございます。

「特定技能」の在留資格を創設するとき、業種ごとにどのぐらい足りないかという試算はされていると思うので、同じ方式で、ほかの産業分野でも算出できるんじゃないかなと思います。リーマンショックの前なんですけれども、2009年、10年、11年と、笹川平和財団というところで、うちのダイバーシティ研究所の受託で外国人受入れに関する政策の調査をしました。その

ときは、当時神戸大学におられた後藤純一先生に経済学の数式を作っていて、コストとベネフィットで計算をして、人口の10%ぐらいの受入れがコストを考えた上でも適切であるという結論は一応出しました。それは、例えば1人に日本語を教えるのと、1万人に日本語を教えるのとで全然コストが違うから、今のような隙間風のような受入れではコストが高く付き過ぎてペイしないんだ、人口の10%ぐらいのボリュームで受け入れないと、コストばかり掛かるというような計算式は出しました。ちょうどリーマンショックの直後で、余り世の中に関心を寄せてもらえなかったという、ちょっとタイミングが悪過ぎて残念な結果でしたけれども、計算式としては僕は間違っていないんじゃないかなと思います。

もう1点だけ。数が足りないから入れるというロジックにしない方がいいかなと思います。私も大学院とかで授業を持っていて、最近は学部上がりの日本人よりも社会人と留学生の方が多くて、そこでのディスカッションって本当に深くて面白いですよね。日本人の学部上がりの学生だけで議論していたときには絶対出てこないようなイノベーティブな授業ができています。それはほかの産業でも言えるんじゃないかなと思います。ただ不足する分を補うためとして受け入れるのではなくて、違う文化を持った人たち、違う考え方を持った人たちがそれぞれの産業に来てくれることで、生産性の向上も期待できるんじゃないかなと思います。その分野の研究は、日本ではまだ余り見たことがないので、受入れによる生産性向上というのがどのぐらいあって、逆に受け入れないとどのぐらいしょぼくていくのかというところが出れば、ただただ人口が減っているから受け入れましょうではない、もっとイノベーティブな外国人との共生社会というのがデザインできるんじゃないかなというふうに、すみません、言うのは簡単で、実際、じゃ、どういうふうに研究するのかって難しいかもしれないけれども、そういうチャレンジを是非今後していただけたらなと思います。

以上です。

○田中座長　ですから、この際、ある程度需要の面、それから、今、田村委員がおっしゃったように、日本の経済自体を活性化していくために、どのぐらい外国の人材に来てもらおうと望ましいのかという観点も含めて行う必要があるのはそうだろうと思いますし、この有識者会議で前に指摘されたことですけれども、日本で数が足りないからといって、ウェルカムと言ったらオートマテカリーにそれだけ皆さんが来てくれるかどうかというのは、今後はよく分からないんですよね。ですから、ある程度仮に需要予測があったとしても、この需要を賄うためにはこちらを相当変えていかないと、そもそもそのぐらいの数の人に来てくれないという、そういうこともやっぱり認識する必要があるかなと私は思

っておりまして、その面もあって、このところは外にどう書くかというのはなかなか難しい問題があるので、最後の意見書のところでどういうふうにできるかよく分かりませんし、委員の皆様にも御異論が多々あるんじゃないかと思しますので、私がこういうふうに申し上げてはいるんですけども、これを何でもかんでもやれと申し上げているわけではございません。

高橋委員，どうぞ。

○高橋委員 先ほど人口の10%ぐらいということでしたけれども、私どもが計算したときは、日本人の人口が凄まじい勢いで減るので、8,000万の人口に対して2,000万の外国人が必要になる。だから10%どころじゃないんですね。やっぱりその辺の危機感というのが、是非ではなくて、計算上はそうになってしまうということです。いかに日本が労働力不足社会になっていくかということですが、まだその実感が、皆さんに湧いていないということなのではないでしょうか。数の議論だけではいけないけれども、やっぱり深刻さは数に表れていると思います。

それからもう1点、今日、たまたま、技能実習生がいないので、夕張メロンが収穫ができないという報道がありました。これは日本の経済の損失になる話です。技術革新だとか、そういうものも必要だと思うんですが、私は、夕張メロンを摘み取っている人たちが、更に農業を学んで農業経営者になっていくとか、そういう道が外国人にも日本人と平等に開かれていないといけないと思います。そういう意味で、今日本人は、どうしても企業は単純労働や単純労働に近いものが欲しくて入れています。「特定技能1号」は入れても「特定技能2号」はいらぬとか、まだそういう状況かもしれませんが、労働力が不足するといったときには単純労働だけではなくて、熟練労働力、知的労働力も含めて全部足りないことになると思うので、幅広く外国人を受け入れていくような仕組みをどう作るかということ、まだまだ考えないといけないのかなと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

池上委員，どうぞ。

○池上委員 池上です。

今の一連の議論に関連して、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

田村委員のおっしゃっていることは、全くもってそのとおりで、人が足りないから入れるという発想だけでは、なかなか大方の直接この問題に関わっていない日本人には賛同を得られないだろうと思うんですね。そうじゃなくて、いろいろな多様性に対応していくときに、正に多様な人たちが必要だ。それは外国人だけじゃなくて、女性や高齢者や障害者も含めて多様な社会、企業が必要

なんだというロジックの下に入れていくというのは、私も賛成です。

企業活動と多様性というと、どうしてもものすごい大企業の話のようにみんな考えがちだけれども、必ずしもそうじゃなくて、実は浜松でも、浜松経済同友会というのが「eコモンズ」というのを、今、有限責任事業組合として立ち上げようという動きが昨年度から始まっています。これは、いわゆる高度人材を浜松で受け入れて、単に労働力としてではなくて、いろんな生活上の利便もサポートしていく。定着支援での日本語や、あるいは生活支援での在留のビザ申請のサービス、あるいは住宅の確保のサービス、場合によっては自動車免許の取得のサービスなんていうのも含めて、それをパッケージとして、浜松はこんなサービスを皆さんに提供しますよ、だから来てくださいというような考え方を、中堅の企業などが今旗を振って動いているところなんですね。

座長がおっしゃられたように、口を開ければくるかということ、今はもうそんな時代じゃないから、来ていただくとこんなパッケージで皆さんを受け入れますよ、サポートしますよという、そこまで含めた見せ方をしないと、これからの日本の社会には、それこそ見向きもされなくなってくるんじゃないかという危惧があります。ですから、一般的な話として多様性が大事ですということと同時に、何かそういう取組を先駆的にやっているような事例を少し聞いてみて、それを報告書の中の資料として入れていくみたいなことも説得力を増すという意味では大事なのかなと感じました。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 ありがとうございました。

今の議論の続きですけれども、受入れ側が何をどれだけ用意できるかが重要です。印象的だったのが、2000年代の頃に、筑波に研究機関ができましたが、外国人の高度人材を受け入れられなかったんですね。なかなか来なかったんです。その理由が、子供に受けさせる教育機関がないということだったんです。どれだけそういう体制を用意できるかが教育も含めて重要になってきます。

もう1点は、何人来るかというのは、非常に大事です。こうしたことには教育の世界は常に受け身です。これだけ来たから対応しますという議論しかできないんですよ。予測値が出てくると、このぐらい来るだろうと予測ができれば、どれだけ学校を用意するか、あるいはどれだけ教員を確保する必要があるのかという議論が進んでいきます。今まで学校や教育の世界は、こういう話は常に受け身でした。「これだけ来たから対応する」というのがこれまでの施策のやり方だったんです。「これだけ来るからこれだけ必要ですよ」という議論の仕方が望ましいと思います。そのことでどれだけ何を用意するかという体制

整備を進めることができます。ですから、高橋委員や林委員のところでどのぐらい来るのか、どういう人材が入ってくるのかの予測をしていただくと、国レベル、そして地方自治体レベルでも議論が進んでいきます。それが政策だと思うんですね。その辺のところを是非今後できていけばいいかなと、今日議論を聞きながら感じた次第です。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

林委員，御発言ございますか。

○林委員 今の佐藤委員のお話で、今度来た外国人の子弟のための教育機関という話もあって、各種学校の話というのは、確かにもう少し議論するべきなのかなと思いました。

例えば、先ほどちょっと出ましたけれども、ワクチンを各種学校の中で「さあ、打とう」と思ってもなかなかできないとか、もういろんな壁があり過ぎるみたいな話があって、もしかしたら既に外国人うんぬん以外のところで各種学校をどうするかという話が進んでいるのかもしれないんですけども、もし可能であれば、また今回資料を作っていただいたみたいに、そういった資料があれば議論できればと思ったりもするんですが、どうでしょう。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

基盤として考えると、日本における教育組織というか、そういうものも重要な基盤で、それはどちらかというと、今までのところの議論でいうと、前回のライフステージ、ライフサイクルのところの議論になるわけですが、就学前から初等・中等教育ぐらいまでの個別の議論はあったけれども、その上の辺り、そこからさらにもうちょっと先の教育組織についての基盤としての役割というのは若干手薄だったかなという感じが今はしますね。ですから、日本の各種学校というのも結構優れた教育をやっているところもあるし、デザイナースクールとか、その他、あるいは調理学校とか、そういうようなものも世界の中では重要な機能を果たしているし、それから、議論したものでいえば日本語学校というのものもあるし、それからあとは、先ほどネットワーク作りということで地方大学、大学ということがありましたけれども、そもそも教育機関としての日本の大学というのは、共生社会を作る上で、あるいは高度な外国人の人材を日本に呼び寄せるのにどのぐらいうまくできているのかというような問題も出てくるとは思います。

ただ、この有識者会議の議論でいうと、具体的な事例検討は今日までなんですよね。ですから、少し今の論点を留意していただいて、事務局でどんなデータとともに考えられるかということを検討していただいたらどうかと思いま



す。

さて、それ以外でいかがでしょうか。佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 今、各種学校の話がありましたが、外国人学校というのは、外国の子供にとっても非常に重要な教育機関ですので、今、林委員や池上委員も初回からお話ししていただいていますので、是非、何かここでの議論の俎上に乗せられればいいかもしれませんね。とても重要な役割を果たしていると思います。以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

時間が大分経過してまいりましたが、今日行った議論も、またこれを事務局でよくよく検討していただいて、これから意見書案というのを作っていかねければいけないわけで、その意見書案を作るというプロセスで、更により整合的なものにまとめていき、より建設的な形の意見書案を作っていくということで進めてまいりたいと思っております。

今後の進め方等について、何か御質問とか御意見があれば伺えればと思います。あるいは、ここで一旦事務局から、今後の進め方について考えを少し述べていただけますか。

○木村外国人施策推進室長 事務局から、今後のスケジュールについて御紹介させていただきます。

有識者会議のスケジュールについては、当初、全5回の予定で5月中旬頃まで議論を行う予定とお伝えしていましたが、これまでの議論を踏まえまして、会議の回数を1回増やし、7月頃まで御議論いただくことといたしました。

次回、第5回及び次々回、第6回は、意見書案取りまとめを議題としまして議論をしていただければと思っております。

次回、第5回の予定は、6月24日10時から12時までを予定しております。詳細については追って御連絡と考えております。

事務局からは以上です。

○田中座長 ということで、次の回の6月24日には意見書案を見ながら、さらにその案をよりよいものに変えていく作業ということでやっていきたいと思えます。そういう方向で進めるということで御了解いただけますでしょうか。

○林委員 はい、了解しました。

○田中座長 それじゃ、本日の議論は、大変建設的な御議論、御検討いただきまして、どうもありがとうございました。

### 3 閉 会

○田中座長 それじゃ、特に御発言がなければ、今日はこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

—了—